

平成18年 1月20日

各 位

新潟市水道局 財務課長
(担当：契約係)

「予定価格の事後公表」及び「指名業者数の拡大」の試行について（重要）

新潟市水道局では入札・契約制度改革の一環として、建設工事等の入札で予定価格の事前公表を行ってきましたが、その一方で、入札参加者の積算能力と見積努力による、適正な競争を阻害してしまうとの指摘も出てきました。

このため、適正な競争を確保する観点から、今後、予定価格1千万円以上の工事について、一般競争・指名競争入札の概ね3割を目途に「予定価格の事後公表」を試行することとしました。

予定価格の事後公表の試行にあたり、職員への法令遵守の周知徹底に努めているところではありますが、入札に参加される皆様におかれましても、公正さを疑われることのないよう、法令の遵守をお願いします。

また、あわせて「指名業者数の拡大」の試行も行いますが、今後も、皆様とともに透明性と公平性・公正性の高い入札・契約制度を作っていきたいと思っていますので、ご理解をお願いします。

※「予定価格の事後公表」については、平成18年1月26日付一般競争入札の公告分から実施します。